

令和３年度及び令和４年度における外部評価の取扱いについて

令和 ３年 ９月 ６日
秋 田 県 長 寿 社 会 課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、令和３年度及び令和４年度における外部評価の取扱いを次のとおりとする。

１．令和３年度に外部評価を予定している事業所

令和３年度若しくは令和４年度のいずれかの年度において１回外部評価を受けることとし、これを実施回数の緩和適用要件である「外部評価の５年間継続実施」とみなすこととする。

したがって、上記措置が適用される事業所は、実施回数の緩和に関する他の要件をすべて満たす場合において令和５年度の外部評価を実施しないことを認める。

２．令和３年度にすでに外部評価を実施した事業所

令和４年度において外部評価の実施を必要としない。

さらに、１．の取扱いとの整合から、実施回数の緩和に関する他の要件をすべて満たす場合において令和５年度の外部評価を実施しないことを認める。

３．令和３年度に実施緩和が適用されている事業所

１．の取扱いとの整合から、令和３年度の取扱いを令和４年度も継続することとし、令和４年度において外部評価の実施を必要としない。

令和５年度に外部評価を受けることとする。

〔留意事項〕

①令和３年度中の外部評価へ向けて既に評価機関と契約を締結し事前準備に着手しているが本通知に基づき令和４年度への繰り延べを検討する事業所にあつては、評価手数料の返還を含む取扱いについて、契約書の規定を遵守し評価機関と十分に協議すること。

②基本的に令和３年度の取扱いを令和４年度に継続して適用しようとするものであることから、令和４年度はいずれの事業所においても実施緩和適用に関する手続き（市町村への協議及び同意書の県への送付）を要しない。

令和 3 年度

令和 4 年度

令和 5 年度

